

意見書 労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書

現在、日本の労働者の3人に1人、若年層や女性では2人に1人が、派遣・契約・パートやアルバイトなどの非正規雇用で働いています。年収200万円以下のワーキングプアが1,000万人となっています。

2008年秋以降は、派遣労働者などの「解雇」「雇止め」が急速に広がり、多くの労働者が、仕事も住まいも一気に失い、いまだに仕事も見つからず、失業給付が切れれば生活保護でしか生きていけない事態が広がっています。

派遣労働は、1985年の法律制定以来、規制緩和が繰り返されてきた結果、本来、臨時的一時的業務に限るという法の趣旨が著しく損なわれてきました。派遣労働者は、低賃金や労災隠しなどの無権利、日雇い派遣やスポット派遣、偽装請負、業務偽装、違法なクーリングの悪用など、違法・脱法に働かされたあげくにいと簡単に解雇されてきました。

労働者が将来に希望をもって、人間らしく生き働くことができる社会にするために、早期に労働者派遣法を抜本的に改正し、安定して働きつづけられるルールを確立することを求め、下記のことを強く要望します。

記

- 一. 派遣労働は、「一時的・臨時的」な業務に限り、著しく不安定な雇用となっている登録型派遣は真に専門的な業務に限定し、原則禁止とすること。
- 一. 日雇い派遣やスポット派遣は禁止すること。
- 一. 製造業への派遣を禁止すること。
- 一. 派遣期間の上限を一年とし、一年の雇用期間を超えた場合や違法があった場合は、派遣先が直接雇用したものとみなすこと。
- 一. 派遣労働者への差別を禁止し、正社員と均等待遇を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月18日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 菅 直人 様
厚生労働大臣 長 妻 昭 様

意見書 高齢加算復活を求める意見書

生活保護受給者のうち、70歳以上の高齢者に加齢に伴う食事への配慮や慶弔の増加など「特別な要望が認められる」として加算されていた高齢加算(17,000円：都市部)が、平成16年度から3年間で段階的に削減され平成18年度をもって全廃されました。

厚生労働省が「特別な要望」は認められないとして現行の生活保護基準62,130円で生活できるとしたのです。これによって生活保護受給の高齢者の生活は大変深刻となっています。一番切り詰めるのは食事代です。1円でも安い店を探して買い物せざるを得ず、痛い足を引きずって遠いスーパーへ行ったり、三食を二食に減らしたり、外食などももちろんできません。電気代を節約するため夜は早く寝たり、寒い冬は毛布にくるまりじっとしているなど、まともな生活とはいえない実態です。

「人間らしく生きるため」には生存するだけでなく、社会の一員として生活でき、移動でき、社会通念上必要な付き合いができることなどが必要です。

しかし、高齢加算廃止で「冠婚葬祭に全く参加できない」「教養娯楽費はゼロ」という世帯が増え、日本国憲法第25

条に明記された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という文言とは大きくかけ離れた状態に追いやられています。

民主党に政権が移り母子加算が復活されましたが、高齢加算復活は見送られていて生活保護受給者の高齢者は置き去りにされています。生活保護受給の高齢者が「人間らしい最低限度の生活」を営むことができるよう高齢加算を速やかに復活することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月18日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 菅 直人 様
総務大臣 原 口 一博 様
厚生労働大臣 長 妻 昭 様

意見書 障害者自立支援法の応益負担の廃止を求める意見書

2006年に施行された障害者自立支援法について、障害者らが「憲法第25条の生存権などの侵害にあたり違憲だ」として全国14の地方裁判所で71名が提訴していたが、今年1月7日、国と原告団・弁護団が「応益負担」の速やかな廃止、自立支援法の2013年8月までの廃止、新たな制度の創設を明記した合意書に調印しました。国は「合意文書」で、「障害者の尊厳を深く傷つけたことを心から反省する」と明記しています。

国は2010年度予算案で、最大の問題点である応益負担制度について、全面的な廃止に必要な約300億円の予算を約束しておきながら、決定したのは3分の1の107億円にとどまり、応益負担は残されました。また医療支援は、軽減策の対象外とされています。

障害者が生きていく上で不可欠な福祉サービスや医療に負担を求めること自体、憲法や福祉の理念に反するものである。障害者に負担を強いている現状を直ちに改善したうえで、すべての障害者が人間らしく生活できるよう、憲法

や国連の「障害者権利条約」を踏まえた総合的な福祉法制を確立し、障害者福祉・医療の拡充を図るべきであります。

よって、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 応益負担を直ちに廃止し、応能負担にあらためること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月18日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 菅 直人 様
厚生労働大臣 長 妻 昭 様